

大津市環境美化センター破砕不燃物運搬業務仕様書

1 業務の目的

本業務は、環境美化センターリサイクル施設の不燃物貯留バンカBから排出される破砕後不燃物及びストックヤードに貯留される破砕前不燃物を大田廃棄物最終処分場へ運搬することを目的とする。

2 委託業務名

大津市環境美化センター破砕不燃物運搬業務

3 業務場所

大津市膳所上別保町785番地の1 環境美化センター
大津市大石曾束町1092番地 大田廃棄物最終処分場

4 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 業務実施日

- (1) 業務実施日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始の委託者が指定した日を除く日とする。
- (2) 上記の日以外においても必要であると認めるときは、委託者は受託者に業務の実施を命ずることができるものとする。

6 運搬予定回数

月10回程度を予定しているが、施設の運転状況により変更となることがある。（令和8年度想定回数は、120回程度）

7 契約方法

運搬1回当たりの単価契約（消費税等相当額を含む）とする。

8 使用車両

- (1) 4tコンテナ車以上であること。
- (2) 使用する車両は受託者所有とする。ただし、特別な事情がある場合は別途協議すること。
- (3) 受託者は、事前に施設調査を行ったうえ使用車両を決定すること。
- (4) 車両は公共の業務に相応しい外観をもつものとし、車両の仕様その他について委託者と十分協議

のうえ承諾を得てから使用すること。

- (5) 特段の事情によりその他の車両を使用する場合は、予め委託者の承諾を得ること。

9 破碎不燃物の搬出

- (1) 環境美化センターリサイクル施設の不燃物貯留バンカ B から排出される破碎後不燃物及びストックヤードに貯留される破碎前不燃物を環境美化センターリサイクル施設から搬出すること。
- (2) 車両への積み込みは、委託者の指示に従うこと。
- (3) 搬出時間は、原則、午前 9 時から正午及び午後 0 時 45 分から午後 4 時（土曜日は午前 9 時から正午）とするが、搬出時間に変更があるときは、委託者の指示に従うこと。
- (4) 環境美化センターリサイクル施設で計量を行い、計量票を受け取ること。計量票は原則その日のうち（土曜日に発行された計量票は翌開庁日）に委託者へ提出すること。
- (5) 施設内では、委託者の指示に従うこと。

10 破碎不燃物の搬入

- (1) 環境美化センターリサイクル施設の不燃物貯留バンカ B から排出される破碎後不燃物及びストックヤードに貯留される破碎前不燃物を大田廃棄物最終処分場へ搬入すること。
- (2) 車両からの荷下ろしは、委託者の指示に従うこと。
- (3) 搬入時間は、原則、午前 9 時から正午及び午後 0 時 45 分から午後 4 時（土曜日は午前 9 時から正午）とするが、搬入時間に変更があるときは、委託者の指示に従うこと。
- (4) 大田廃棄物最終処分場で計量を行い、計量票を受け取ること。計量票は原則その日のうち（土曜日に発行された計量票は翌開庁日）に委託者へ提出すること。
- (5) 場内では、委託者の指示に従うこと。

11 業務上の注意

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、現場条件を十分考慮し、ごみ処理業務に支障のないよう十分協議のうえ履行するものとする。
- (2) 受託者の責めに帰する事由により業務場所の汚損等が生じた場合は、受託者の責任において現状に復さなければならぬ。
- (3) 受託者は、運搬にあたっては、破碎不燃物の飛散、流出をしないように必要な措置を講じるとともに、運搬に伴う悪臭、騒音、振動による通過地の生活環境保全上の支障が生じないよう努めなければならない。また、市民等から苦情が出ないようにすること。
- (4) 委託者が指定する運搬ルート（別紙 1）を通行すること。ただし、特別な事情があるときは、別途協議すること。

12 事故の報告

受託者は、運搬時における事故等については、速やかに環境美化センターに勤務する職員に報告

をするとともに、受託者の責任において速やかに解決しなければならない。

13 費用の負担

受託者は、本業務の実施にあたって必要な従事者、運搬車両及び必要な資機材並びに通行にかかる一切の経費を負担しなければならない。

14 車両故障等

運搬車両の故障、事故及びその他不測の事態が生じた場合は、速やかに環境美化センターに勤務する職員に連絡をすること。また、破碎不燃物の搬出予定に支障が生じることがないように代替車両を用意すること。その際の代替車両にかかる経費は、受託者が負担すること。

15 車両管理

受託者は、車両の故障等により運搬業務に支障を及ぼさないよう法定点検及び日常点検並びにその他に必要な点検を実施し、車両を安定的に稼働させなくてはならない。

16 労務管理

受託者は、本業務の重要性を理解したうえで、業務従事者の労務管理について留意し、安全かつ円滑に業務を履行すること。

17 混載禁止

受託者は、本業務の実施にあたっては、他の業務と区別を明確にし、本業務以外の運搬物を混載してはならない。また、破碎後不燃物と破碎前不燃物の混載は、原則認めない。

18 積替え禁止

積込みされた破碎不燃物は、搬入先まで他の車両に積替えをしてはならない。ただし、積込みされた車両が故障など緊急の事態が発生し搬入先まで運行できない場合については、別途協議し環境美化センターに勤務する職員の指示に従うこと。

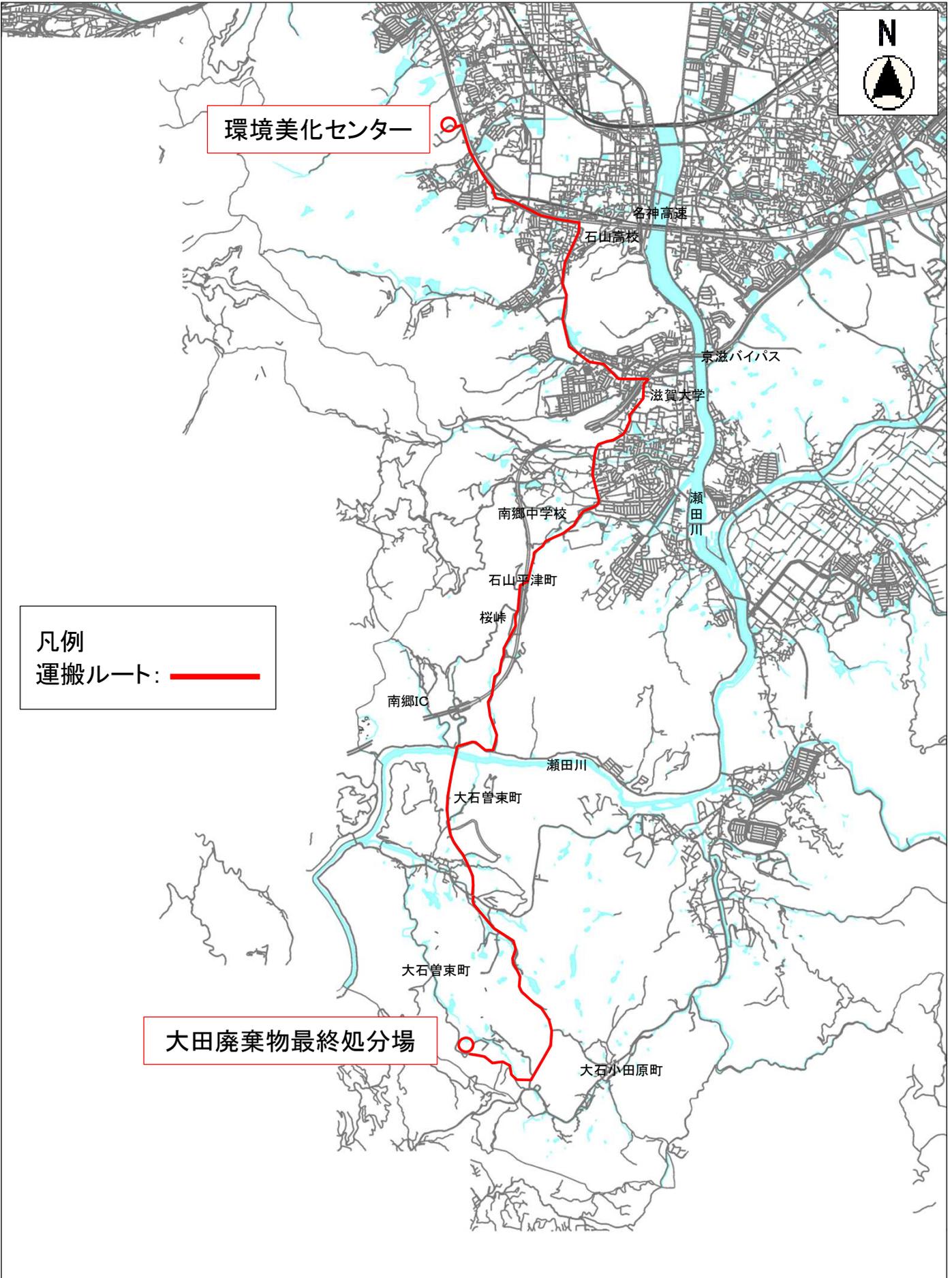
19 天候等

荒天、風雪等の災害及びその他緊急の理由により、委託者から運搬にかかる特別な指示があった場合は、受託者はこれに従うこと。

20 支払い

(1) 支払いは月払いとし、その額は契約単価に運搬回数に乗じて得た額とする。

(2) 受託者は、請求書に月毎の完了報告書（別紙2）を添えて、翌月10日までに委託者に請求するものとする。



令和 年 月 日

大津市環境美化センター破砕不燃物運搬業務
完了報告書(令和 年 月分)

大津市長 様

住所
事業者名
代表者名

当月分の実績運搬回数を下記のとおり報告します。

日 付	運搬回数(回)	備 考
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		
31		
合 計	0	